

「町道女川出島線出島架橋技術検討委員会」に関する公開方法

町道女川出島線出島架橋技術検討委員会（以下「委員会」という）の会議の公開方法については、宮城県情報公開条例第19条、審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱に基づき、適切に処理するものとします。

以下は、公開方法に関する基本事項を抽出列記したものです。

1. 会議の公開（条例第19条）

委員会の会議は公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって委員会の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

（1）非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合

（2）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

2. 会議の一部公開又は非公開の決定（要綱第4）

委員会は、第1回目の会議において、条例第19条の規定に基づき、以降の会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

3. 公開の方法（要綱第5）

委員会の会議の公開は、県民等が容易に検討会の審議等の過程を知ることができるよう、希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

委員会は、傍聴要領を定めた上、秩序の維持に努めなければならない。

4. 傍聴の手続き（要綱第6）

会議において、傍聴者が写真撮影、録画、録音等を行うことを認めるかどうかについては、委員会の判断によるものとする。

5. 終了後の事務（要綱第8）

事務局は、非開示情報がある場合を除き、会議資料については委員会の終了後、会議録については作成後、その写しを宮城県県政情報公開室長に提出する。

事務局は、非開示情報がある場合を除き、会議録をホームページに掲載する。

宮城県県政情報公開室長は、提出された会議録を県政情報センターに配架する。

会議録については、発言者を明記し、構成員全員が内容を確認したものとする。

町道女川出島線出島架橋技術検討委員会傍聴要領

町道女川出島線出島架橋技術検討委員会

1 傍聴する場合の手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

(2) 傍聴者の手続きは、先着順に行います。定員になり次第受付を終了いたします。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。

(2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

(3) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。